

# 個人情報保護条例の見直し

(個人情報保護法改正による一元化)

市長室市民情報サービス課

## 改正法の規定により条例で定める事項及び定めることを妨げない事項

1. 条例要配慮個人情報について【法 60 条 5 項】 …… 2 頁
2. 個人情報取扱事務目録の取扱いについて【法 75 条 5 項】 …… 5 頁
3. 情報公開条例との整合性を保つために開示請求に係る非開示情報を追加することについて【法 78 条 2 項】 ……11 頁
4. 個人情報開示請求に係る手数料について【法 89 条 2 項・ 3 項】 ……17 頁
5. 審査請求について審理する附属機関の設置について【法 105 条 3 項】 ……19 頁
6. 開示、訂正及び利用停止の手続について【法 108 条】 ……21 頁
7. 行政機関等匿名加工情報の加工にあたっての手数料について【法 119 条 3 項・ 4 項】 ……24 頁
8. 審議会の権能について【法 129 条】 ……28 頁

## 1. 条例要配慮個人情報について【法 60 条 5 項】

### 【改正法】

(定義)

第 2 条 1・2 (略)

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(定義)

第 60 条 1～4 (略)

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をい

### 【条例】

第 7 条 1～2 (略)

3 実施機関は、**思想、信条及び信教に関する個人情報等、個人の特質を規定する身体に関する個人情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項**に関する個人情報等を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

▷ 改正法では、国の行政機関と同様に地方公共団体においても要配慮個人情報の定義が適用され、関係する規律（個人情報ファイル簿の記載事項：改正法第 75 条第 1 項及び第 4 項）が適用される。

- ▷ 一方、現行条例では、機微情報（要配慮個人情報）の定義を規定していないものの、収集の制限規定（第7条第3項）においてその情報項目を列挙している。
- ▷ 地方公共団体に対しては、改正法適用のうえで、その例外として、改正法に明示的に規定されていない個人情報、地方公共団体において保有することが想定される情報であり、その地域性に応じて不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものがある場合を想定して、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保できるように、地方公共団体が条例により「条例要配慮個人情報」とすることができるように規定が設けられている。
- ▷ 要配慮個人情報の情報項目は、改正法及び同法施行令で下表のとおり限定列挙されている。

【参考：改正法令で要配慮個人情報として規定されているもの】

	項 目		条例との整合性
改正法での 規定項目	1	人種	社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項
	2	信条	思想、信条及び信教
	3	社会的身分	社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項
	4	病歴	個人の特質を規定する身体に関する事項
	5	犯罪の経歴	社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項
	6	犯罪により害を被った事実	
施行令での 規定内容	7	身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること	個人の特質を規定する身体に関する事項
	8	医師等により行われた健康診断その他の検査の結果	
	9	医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと	

	10	被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続きが行われたこと	社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項
	11	非行少年等として、少年の保護事件に関する手続きが行われたこと	

- ▷ 個人情報保護委員会に対して、現行条例第 7 条において列挙している「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項」を「条例要配慮個人情報」として規定することの可否について確認したところ、対象とする事項があいまいであり、その地域性に応じて不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報として条例要配慮個人情報に位置付けることは適当ではないとのことであった。
- ▷ 以上のことを踏まえて、「条例要配慮個人情報」として位置づける必要性のある情報があるのか否か、検討する必要がある。

## 2. 個人情報取扱事務目録の取扱いについて【法 75 条 5 項】

### 【改正法】

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 75 条 1～4 (略)

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

### 【条例】

第 6 条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。）を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報等を取り扱う事務の名称及び目的
- (2) 個人情報等を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報等の対象者の範囲
- (4) 個人情報等の記録項目
- (5) 個人情報等の収集方法
- (6) 個人情報等の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 第 9 条第 1 項ただし書の規定により個人情報等の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

▷ 現行条例では、本市においてどのような個人情報を保有しているのかを明らかにするため、個人情報等を取り扱う事務の名称、目的、対象者の範囲、記録項目、収集方法等の事項を市長へ届け出ることを実施機関に義務づけるとともに、当該事務の目録を作成のうえ、一般の閲覧に供することとしている。

▷ 改正法が適用されることになれば、新たに国の行政機関等と同様に、個人情報ファイル簿の作成及び公表等を義務付けられることになるが、引き続き個人情報取扱事務目録を作成することは可能である。

▷ 個人情報取扱事務目録（以下「事務目録」という。）と個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の記載内容は、別表1のとおりである。

【別表1：事務目録とファイル簿との相違】

	事務目録（現行条例）	ファイル簿（改正法）
個人情報保護委員会への通知 （国行政機関）		個人情報ファイルを保有しようとするとき 通知事項を変更しようとするとき
委員会への通知が除外されるファイル （国行政機関）		① 国の安全、外交上の秘密、犯罪捜査等 ② 当該機関の職員に関する人事、給与等の記録 ③ 1年以内に消去することとなる記録情報 ④ 専ら学術研究の目的のために利用する記録情報 ⑤ 本人の数が1000人を満たないファイル 等
記載項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人情報等を取り扱う事務の名称及び目的</li> <li>② 個人情報等を取り扱う事務を所掌する組織の名称</li> <li>③ 個人情報等の対象者の範囲</li> <li>④ 個人情報等の記録項目</li> <li>⑤ 個人情報等の収集方法</li> <li>⑥ 個人情報等の電子計算機処理を行うときは、その旨</li> <li>⑦ 第9条第1項ただし書の規定により個人情報等の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先</li> <li>⑧ 機微情報の電子計算機の結合を行うときは、その旨</li> <li>⑨ 個人情報を取り扱い開始日及び届出事項の変更日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人情報ファイルの名称</li> <li>② 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</li> <li>③ 個人情報ファイルの利用目的</li> <li>④ 記録項目</li> <li>⑤ 記録範囲</li> <li>⑥ 記録情報の収集方法</li> <li>⑦ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</li> <li>⑧ 記録情報の経常的提供先</li> <li>⑨ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</li> <li>⑩ 個人情報ファイルの種類</li> <li>⑪ 匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨</li> <li>⑫ 匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 等</li> </ul>

▷ 事務目録を作成する単位としては、事務事業単位としている。事務目録は本人の数の多寡を問わず、個人情報を取り扱う事務単位で散在情報も含め作成及び公表されていることから、どのような事務でどのような個人情報が使われるのか、市民にとっては網羅的に把握できるようになっている。

▷ 一方、ファイル簿を作成する単位としては、本人の数が1,000人以上としている。

また、データベースの設計やデータベースを構成するデータの集合（テーブル）単位が想定されるところ、必ずしもその単位どおりにする必要はなく、保有個人情報を含む情報の集合物であることを前提に、

①一定の事務の目的の達成のために必要な情報であるか

②複数のデータベースやテーブルに記録された特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成されているか

といった観点から作成することとされ、利用目的や個人情報の内容、利用の実態などを総合的に勘案し、市民にとって分かりやすい単位で作成することが求められている。

例えば、同一の事務の遂行という目的を達成するために利用されるものであり、かつ、複数のデータベース又はテーブル間で特定の保有個人情報を検索できる場合には、これらの複数のデータベース又はテーブルに記録される保有個人情報を含む情報の集合物を1つの個人情報ファイルとして捉えて、1つのファイル簿の単位を作成することも許容されている。

▷ 事務目録における事務単位ごとに使用している処理システムの現状を、税システムを参考に整理すると、別表2のとおりになる。

①パターン1では、複数の事務を処理するために、1つのシステムを使用

②パターン2では、1つの事務を処理するために、1つのシステムを使用

③パターン3では、1つの事務を処理するために、複数のシステムを使用

そうすると、ファイル簿の単位は、データベースやテーブルをまとめることによって、あるいは、事務単位を一部集約するなど整理することによって、ある程度、現行の事務目録のレベルに近いファイル簿を作成できるのではないと思われる。

▷ 果たして、個人情報取扱事務目録を作成することが必要かどうか。



## 【別表2：個人情報取扱事務目録と情報処理システムとの関係性】

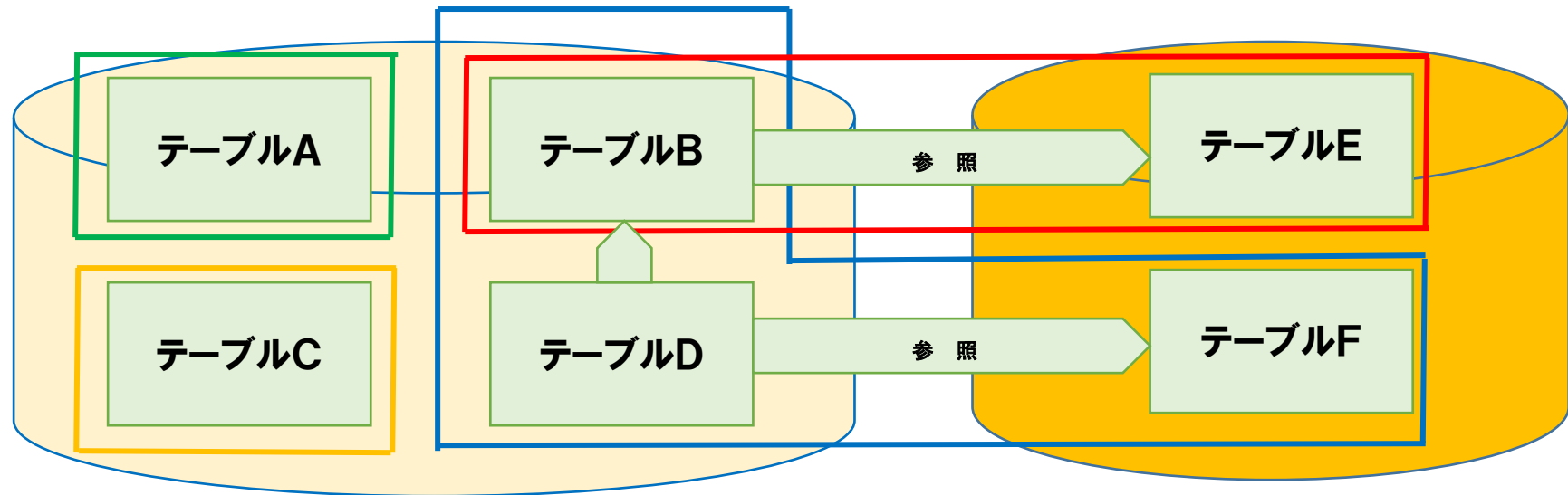
個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務目録の比較

分野	事務目録	システム		
	事務の名称	システムの名称	サブシステム名等	
税	個人市県民税の減免事務	税システム	市民税課税システム 特別徴収支援システム	
	個人市県民税に対する賦課事務 (普通徴収、年金からの特別徴収)			
	市税の収納に関する事務 (督促状の送付、過誤納の還付、未納者対応など)		<b>パターン1</b>	税収滞納システム 課税システム
	納税貯蓄組合に関する事務			
	市税の口座振替に関する事務			
	市税の滞納整理に関する事務 (督促状の発送、差押えなど)			
	市税に関する照会、回答事務			
	納税案内事務			
	固定資産税・都市計画税課税事務		<b>パターン2</b>	
	個人市県民税に対する賦課事務 (事業所の従業員の給与からの特別徴収)			法人市民税課税システム 市民税特別徴収システム
	事業所税に関する賦課事務及び減免事務		<b>パターン3</b>	事業所税課税システム 税収滞納システム 法人市民税課税システム
	入湯税に関する賦課事務			税収滞納システム
	市たばこ税に関する賦課事務			法人市民税課税システム
	市税の収納に関する事務 (軽自動車税に係る督促状の送付)			軽自動車税課税システム 税収滞納システム
	軽自動車税に関する賦課事務			軽自動車税課税システム
	軽自動車税の減免事務			

【別図：個人情報ファイル簿単位のイメージ（線囲み毎に1単位）】

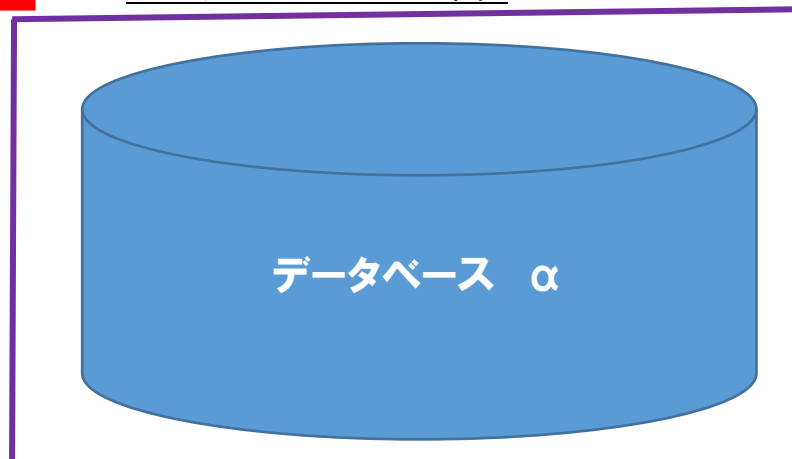
パターン1

☞ 「A」「C」「B・D・F」「B・E」各々が1単位



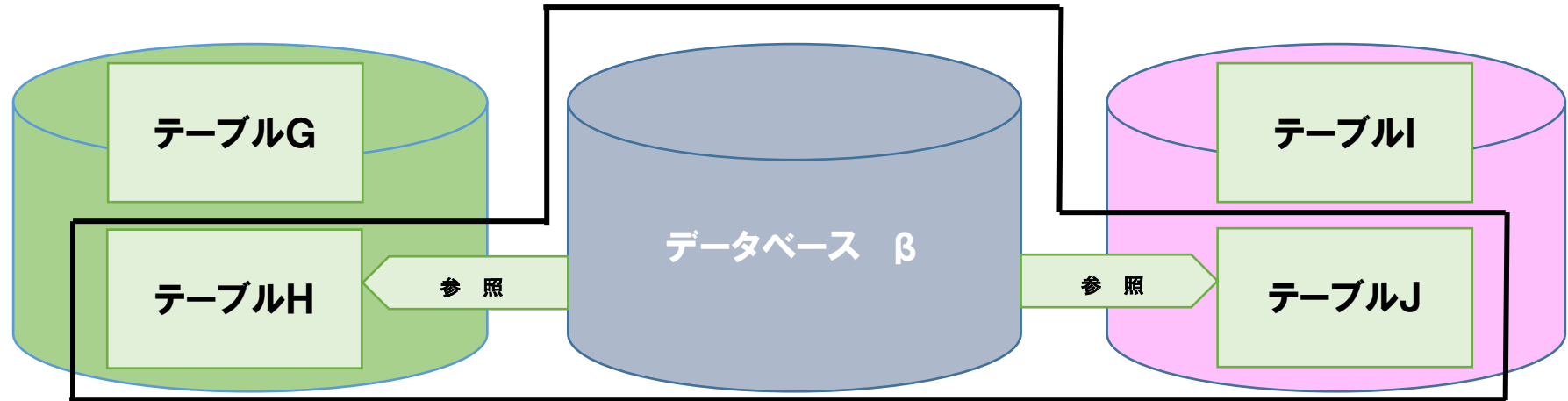
パターン2

☞ データベース  $\alpha$  が1単位



パターン3

H・J及びデータベースβが1単位



### 3. 情報公開条例との整合性を保つために開示請求に係る非開示情報を追加することについて【法 78 条 2 項】

#### 【改正法】

(保有個人情報の開示義務)

第 78 条 1 (略)

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

- ▷ 開示請求では、本人からの請求であるため開示する義務があるものの、すべてを開示することができない場合もあり、例外として不開示情報が規定されている。
- ▷ 改正法における個人情報の開示請求では、行政機関情報公開法において開示されることになる情報が、改正法で不開示とすることは適当でないため、改正法第 78 条第 1 項各号の不開示情報と行政機関情報公開法の不開示情報において、整合性が確保されている。  
一方、地方公共団体に対する開示請求の場合、情報公開条例との整合性に配慮する必要があるため、改正法第 78 条第 2 項の規定により、整合性を確保することを可能としている。
- ▷ 改正法において規定される非開示情報と神戸市情報公開条例における非公開情報の規定と比較すると、ほとんど網羅されることになるが、情報公開条例に規定された「法令秘情報」と同趣旨の規定がないため、「法令秘情報」を非開示情報として追加することが考えられる。
- ▷ 「法令秘情報」とは、法律や政令の規定や他の条例で特別の定めにおいて非公開情報を定めている場合のほか、法令等の趣旨、目的から公開することができないと認められる情報、目的外利用が禁止されている情報等も含まれる。

また、地方公共団体に対する国の関与のあり方を定めた地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する明示の指示等により公にすることができない情報についても、法律上これに従う義務を有することとなる。

▷ 果たして、情報公開条例第10条第6号に規定された「法令秘情報」を、非開示情報として条例で定めるべきかどうか。

## 【改正個人情報保護法と神戸市情報公開条例との比較】

	個人情報保護法（第78条第1項）	情報公開条例（第10条各号順不同）
生命等保護情報	一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	(3) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる情報
プライバシー情報	<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情</p>	<p>(1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって次に掲げるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報(いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)</p> <p>ア 公にしないことが正当であると認められるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人から任意に提供されたもの</p>

公務員等の職務遂行情報も個人に関する情報であると前提にした上で、国民に対する説明責務の観点から開示を義務づけ

<p>法人等情報</p>	<p>報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行</p>	<p>(2) 法人その他の団体(国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの(人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。)</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>国行政機関に適用される規定 (国防上・外交上の判断)</p> <p>国行政機関及び都道府県に適用される規定 (司法警察上の判断)</p>
--------------	--	---

<p>審議検討情報</p>	<p>政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ、市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの</p>
<p>事務事業執行情報</p>	<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又はその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>(5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの</p> <p>法 78 条 1 項 4 号と同趣旨</p> <p>法 78 条 1 項 5 号と同趣旨</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にし、又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするもの</p>



- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

情報公開条例との整合性を図るため、新条例で定めることが考えられる  
(個人情報保護条例第16条第1号に規定している非開示情報と同じ。)

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの
  - オ 市若しくは市が設立した地方独立行政法人又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの
- (6) 法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則(昭和31年10月20日市会議決)の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができないと認められる情報

#### 4. 個人情報開示請求に係る手数料について【法 89 条 2 項・3 項】

##### 【改正法】

##### (手数料)

##### 第 89 条 1 (略)

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求する者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

- ▷ 開示請求の段階において、国の行政機関の場合、改正法施行令第 26 条の規定に基づき、開示請求者は**開示請求に係る手数料**として、開示請求 1 件につき 300 円（オンライン申請では 200 円）を納付しなければならない。また、行政機関情報公開法においても、開示請求手数料として 300 円（オンライン申請では 200 円）を徴収しており、国の行政機関では個人情報保護制度と情報公開制度との均衡が図られている。
- ▷ また、開示実施の段階において、行政機関情報公開法では写しの交付に要する費用相当分を従量制の**開示実施手数料**として徴収しているが、改正法では開示請求時に一律に徴収する手数料のみとしており、写しの交付等の実費相当は開示請求手数料に含まれるとしている。  
これは、個人情報開示請求では、手数料は実費の範囲内で定めることとしていることや、請求対象が本人自身の保有個人情報に限られており、大量の情報が請求されることを想定していないためである。
- ▷ 一方、神戸市では、下表のとおり現行条例において請求に係る手数料は無料とし、対象文書の写し等の交付に要する費用について、実費相当を請求者から徴収している。
- ▷ なお、個人情報保護委員会によれば、地方公共団体で手数料を定める場合において、開示請求の手数料を無料とすることは可能であり、手数料とは別に実費について実費徴収金のような形で徴収することも可能としている。
- ▷ 本市における手数料の取り扱いを見直す必要があるのかどうか。

【本市における現行の開示請求手数料等】

		個人情報開示請求	公文書公開請求
開示請求手数料	市内在住・在勤・在学者	無 料	無 料
	市外在住者		300 円
	商業的請求者		1,000 円
写しの交付費用	文書, 図画, 写真 (A3 以下)	白黒 10 円/枚、カラー 20 円/枚 (両面は2枚換算)	
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円に、当該文書、図画、写真1枚ごとに10円を加えた額	
	電磁的記録をA3以下の用紙に出力したもの	白黒 10 円/枚、カラー 20 円/枚	
	光ディスクに複写したもの	100 円/枚	
	上記のほか、当該電磁的記録の性質に応じ作成した写し又は複写したものの交付	当該写し又は複写に要する費用相当額	
	郵送料	郵便切手による	

【国における開示請求手数料等】

		個人情報開示請求	情報公開請求
開示請求手数料 ( ) 内はオンライン請求		300 円 (200 円)	300 円 (200 円)
開示実施手数料 (文書・図画の場合)	閲覧	なし	100 枚迄ごとにつき 100 円
	文書、図画		白黒 10 円/枚 カラー 20 円/枚 (両面は2枚換算)
	スキャナで読み取りCD-Rで交付		CD-R 1 枚につき 100 円に当該文書、 図画、1 枚ごとに 10 円を加えた額
	スキャナで読み取りDVD-Rで交付		DVD-R 1 枚につき 100 円に当該文書、 図画、写真 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	スキャナで読み取りオンラインで交付		文書・図画 1 枚につき 10 円

## 5. 審査請求について審理する附属機関の設置について【法 105 条 3 項】

### 【改正法】

#### （審査会への諮問）

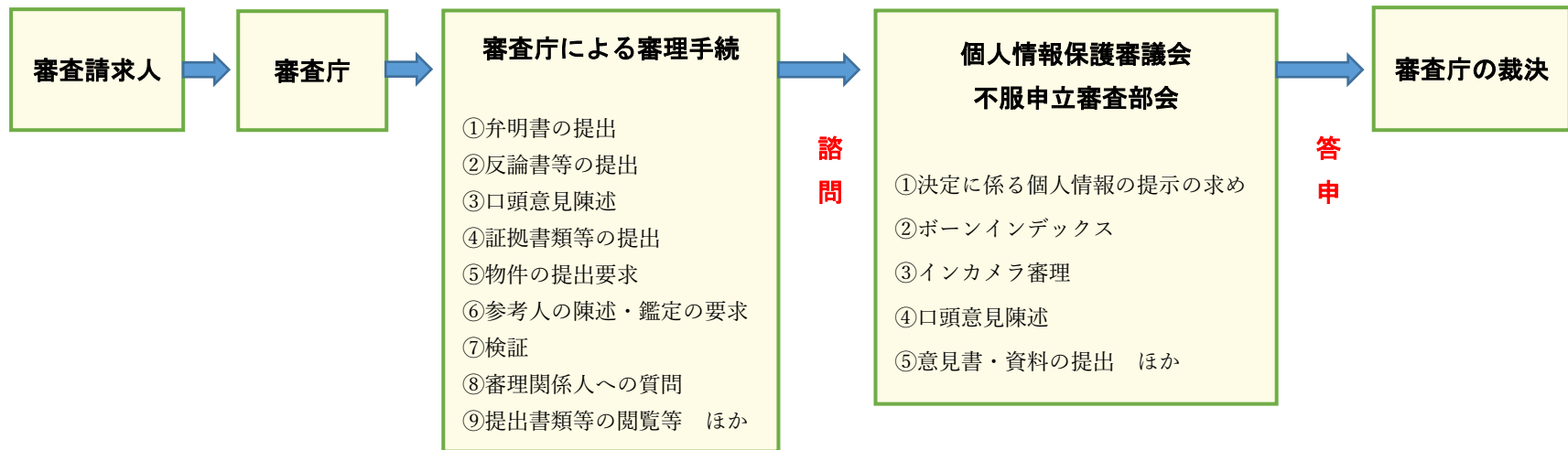
**第 105 条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）
  - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

▷ 現行条例では、開示決定等に対する審査請求があった場合に、審査庁からの諮問に応じて個人情報保護審議会委員のうち学識経験者 5 名（大学教授 4 名、弁護士 1 名）で構成する不服申立審査部会において、開示決定等の妥当性について審議している。

- ▷ 改正法では、審査庁の裁決の客観性・公正性を高めるため、法第 105 条第 3 項の読替規定により、行政不服審査法第 81 条第 1 項（常設）又は第 2 項（臨時）の機関に諮問しなければならないとしている。
- ▷ このため、引き続き、行政処分の妥当性について審議し答申を行う常設の附属機関を置く必要がある。

【現行の審査請求に係る審議の流れ】



## 6. 開示、訂正及び利用停止の手続について【法 108 条】

### 【改正法】

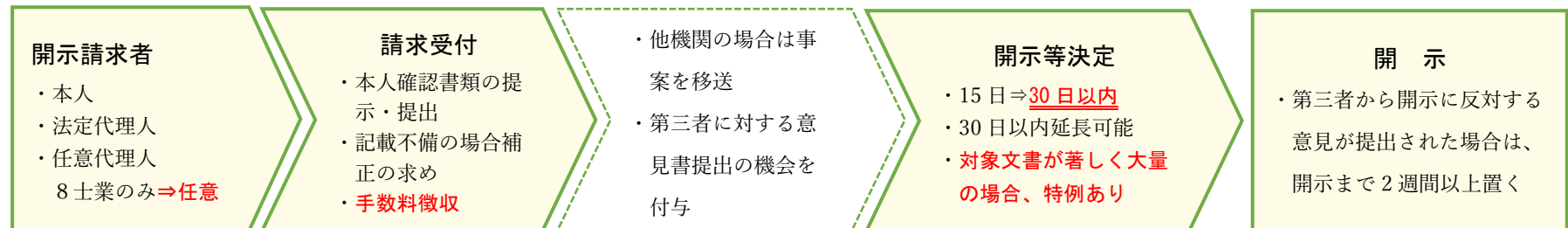
(条例との関係)

第 108 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

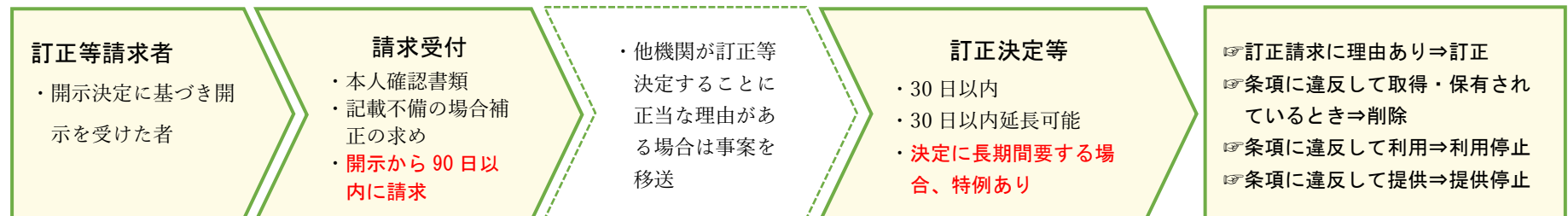
▷ 本条は、地方公共団体では、開示請求等について、開示決定等の第三者への通知の手続を個人情報保護条例で規定している現状を踏まえて、法律に反しない限り、引き続き条例により規定できることとしている。

▷ 改正法の規定による開示、訂正及び利用停止の手続は、概ね現行条例と同様であるが、下記の赤字部分が相違する。

### 【開示請求手続】



### 【訂正・利用停止請求手続】



▷ 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続については、これまでの部会の審議によって下記の条項を存置すべきとした。

- ① 開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務について 【条例 17 条の 2 - 2 項】
- ② 通知書に非開示事由に該当しなくなる時期の明示することについて 【条例 19 条 3 項】
- ③ 開示時の本人確認について 【条例 20 条 4 項】

▷ 開示等決定の期間については、改正法では開示等決定期間は 30 日以内と規定しているが、個人情報保護委員会によれば、短縮することは許容されるとしている。

現行条例における決定期間は、請求のあった日から 15 日以内としているが、本市に限らず他の指定都市においても同様の取り扱いとなっている（請求日の翌日から 14 日以内を含む。）。

市民の利便性を考慮すると、改正法の適用を受けて決定期間が長くなるのは、望ましいことではないため、現行の「15 日以内」を維持することが考えられるがどうか。

▷ 審査請求の手続については、現行条例では下記のとおり条例第 26 条の 4 から同条の 9 に至る規定が附属機関（個人情報保護審議会不服申立審査部会）の審議手続に関する規定である。

改正法では同法第 105 条第 3 項の規定に基づき設置される附属機関の審議手続に関する規定は存在しないため、条例によって附属機関に関する調査権限や審議過程での意見陳述等について、規定する必要がある。

## 【条例】

## 第3節 審査請求等

(救済手続)

## 第26条 (略)

(諮問をした旨の通知)

## 第26条の2 (略)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

## 第26条の3 (略)

(審議会の調査権限)

第26条の4 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報等(利用停止決定等に係るものにあつては情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された個人情報等の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報等に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第26条の5 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第26条の6 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第26条の7 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条の8 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第26条の9 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

2 諮問庁は、諮問に対する答申を得たときは、その内容を公表するものとする。



## 7. 行政機関等匿名加工情報の加工にあたっての手数料について【法 119 条 3 項・4 項】

### 【改正法】

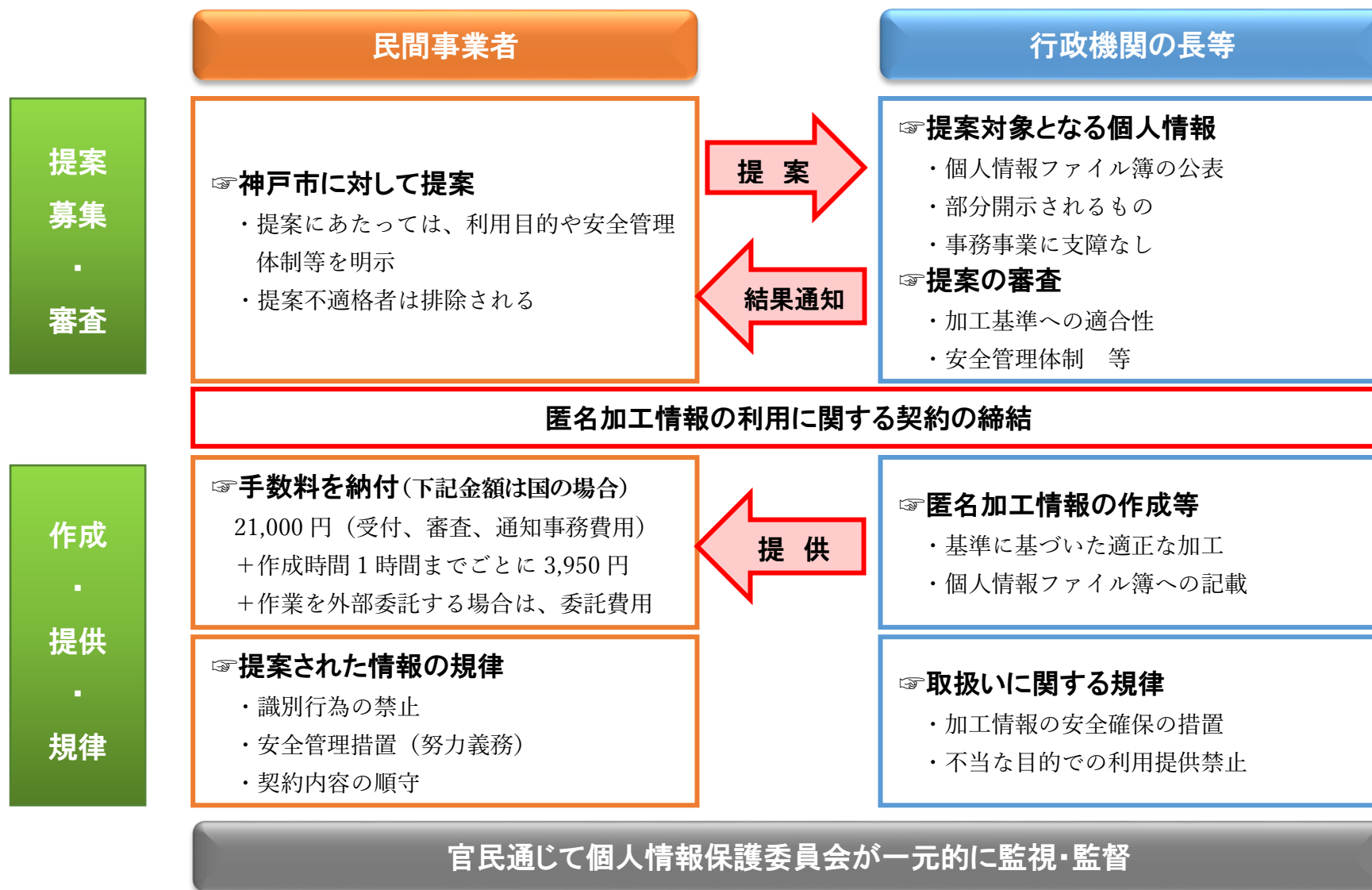
(手数料)

第 119 条 1・2 (略)

- 3 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- ▷ 改正法第 5 章第 5 節 行政機関等匿名加工情報の提供等 (109 条-123 条) では、都道府県及び政令指定都市に対して、新たに行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入が義務づけられた。
- ▷ 行政機関等匿名加工情報の提供制度とは、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するために、民間事業者からの提案を募集して、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる行政機関等匿名加工情報を提供しようとするものである。  
行政機関等匿名加工情報の作成は、特定個人を識別できないように、また、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、加工することが義務づけられており、改正法第 109 条第 2 項に基づかずに提供することは許されない。
- ▷ 行政機関等匿名加工情報を取り扱う者は、用いた保有個人情報を復元するために、削除された記述や個人識別符号、加工方法などの情報を取得し、他の情報と照合することを禁止されている。
- ▷ 行政機関等匿名加工情報を提供するまでの手続は、次ページのとおりである。

# 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入



▷ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、手数料を納付しなければならないが、地方公共団体が行う場合の手数料の額は、政令で定める額を標準として条例で定めなければならないとしている。

▷ 施行令第 29 条では、以下のとおり手数料の額が定められている。

- |                      |                  |   |                        |                       |
|----------------------|------------------|---|------------------------|-----------------------|
| (1) 新たに加工を要する場合      | 21,000 円         | + | 作成時間 1 時間までごとに 3,950 円 | (+加工を委託する場合は受託者に支払う額) |
| (2) 既成の匿名加工情報を提供する場合 | 当初に加工したときの手数料と同額 |   |                        |                       |
| (3) 既に締結した者の変更利用の場合  | 12,600 円         |   |                        |                       |

▷ 上記の額の算定根拠としては、全府省の平成 28 年度の 1 時間当たりの人件費単価 3,855.6 円、物件費単価 136.3 円の合計額 3,991.9 円に、新規に提供する場合は所要時間 5.28 時間に乗じて 21,000 円を算出し、既成の場合は所要時間 3.18 時間に乗じて 12,600 円を算出している。

**所要時間 5.28 時間の根拠：**

文書の受付（提案書の形式審査） 0.2 時間、提案の実質審査 4.30 時間、審査結果の通知（通知文書作成、決裁履歴の保管等、通知文書の発出） 0.5 時間  
契約締結（手数料、決裁等） 0.17 時間、封入・確認 0.03 時間 連絡 0.08 時間

**所要時間 3.18 時間の根拠：**

文書の受付（提案書の形式審査） 0.2 時間、提案の実質審査 2.20 時間、審査結果の通知（通知文書作成、決裁履歴の保管等、通知文書の発出） 0.5 時間  
契約締結（手数料、決裁等） 0.17 時間、封入・確認 0.03 時間 連絡 0.08 時間

- ▷ 本市が実施する行政機関等匿名加工情報の手数料の額を施行令の額を基準として算出する際に、下記の想定を前提として一定額分を試算すれば、国と市との差は僅差であることが認められ、標準額どおり定めることが考えられるがどうか。

**【試算にあたっての前提条件】**

- (1) 人件費単価 : 平成 28 年度の 1 時間当たりの人件費単価の相違は、ラスパイレス指数を用いることが考えられる。
- (2) 物件費単価 : 物件費単価は、全府省と地方公共団体との間で差異はないものと考えられる。
- (3) 所要時間 : 受付から提供に至る所要時間は、全府省と地方公共団体との間で差異はないものと考えられる。

仮に平成 28 年度人件費を国と市との比率をラスパイレス指数で見直した場合（一定額部分）

【ラスパイレス指数 令和 2 年 4 月 : 100.4 】

国	:	市	
3,855.6 円	:	3,871.0 円	(国の 3,855.6 円に指数を乗算)
3,991.9 円	:	4,007.3 円	(物件費 136.3 円を加算)
21,000 円	:	21,100 円	(所要時間 5.28 時間を乗算、100 円未満切捨て)

## 8. 審議会の権能について【法 129 条】

### 【改正法】

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

- ▷ 改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。但し、審議会への諮問は無限定に行えることとするのではなく、個人情報の適正な取扱いを確保するため、特に必要があると認められるときに限り行うものとしており、また、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度のあり方に関する調査審議に主な役割が移行することを想定している。
- ▷ また、個人情報保護委員会によれば、①要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定、②オンライン結合制限に関する規定、③目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定を条例に置くことは許容されないとしている。このような趣旨を踏まえて、審議会の権能を見直す必要がある。

### 現 行 条 例 で の 権 能

#### (1) 審議会の意見を聴く事項

- ① 本人以外からの収集 (第 7 条第 2 項第 5 号)
- ② 思想信条等情報の収集 (第 7 条第 3 項ただし書き)
- ③ 目的外利用及び提供 (第 9 条第 1 項第 4 号)
- ④ 電子計算機処理 (第 11 条第 1 項)
- ⑤ 思想信条等情報の電子計算機処理 (第 11 条第 2 項第 2 号)
- ⑥ 電子計算機結合 (第 12 条後段)

#### (2) 審議会への報告事項

- ① 個人情報取扱事務の開始等の届出事項 (第 6 条第 3 項前段)
- ② 開示請求に係る存否応答拒否決定(第 17 条の 2 第 2 項)

#### (3) 審議会が意見を述べるができる事項

- ① 個人情報取扱事務の報告事項 (第 6 条第 3 項後段)
- ② 個人情報の保護に関する事項 (第 33 条第 3 項)

#### (4) 上記基本的事項以外についての審議会への諮問事項

- ① 個人情報保護制度に関する重要事項 (第 33 条第 2 項)
- ② 開示決定等に係る不服申立て (第 33 条第 2 項)
- ③ 特定個人情報保護評価書にかかる第三者点検 (第 33 条第 2 項)